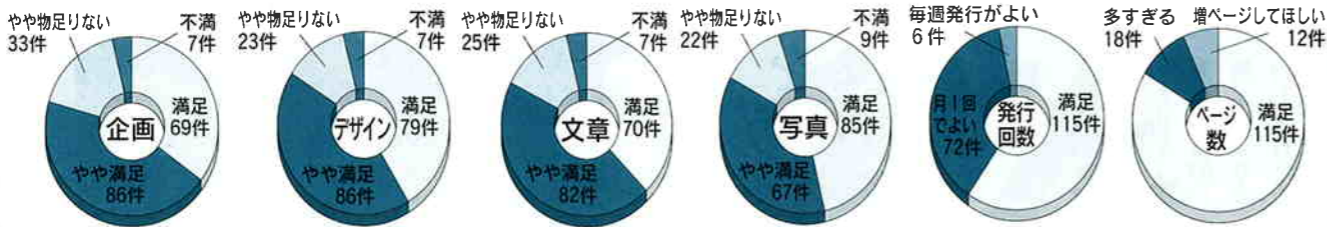


# 広報さやまに関するアンケート結果をお知らせします

(広報さやま平成8年7月10日号紙上アンケートご協力いただいた205通から)

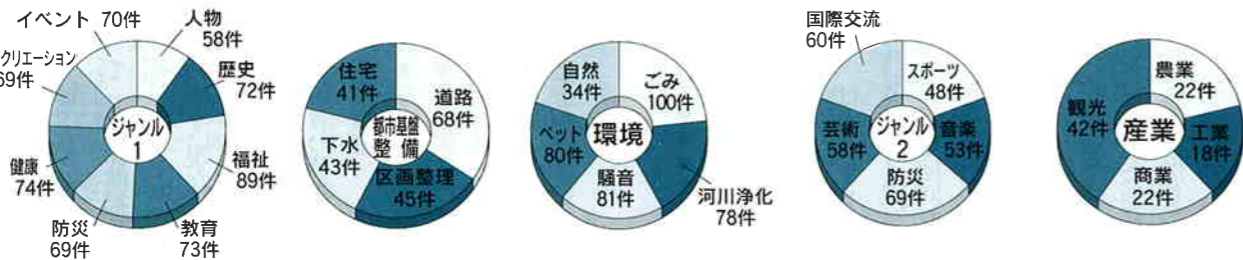
現在の広報紙満足度



### その他の意見の主なもの

- 毎回カラーにする必要がない
- カラーは必要なし
- 色を使い過ぎると読みにくくなる
- 横書きと縦書きが混在しているのはよくない
- 紙が贅沢すぎる
- 紙の質が良すぎる
- 市民の声を増やして
- 市民参加の企画は評価できます
- これからも市民参加の企画を望みます
- カタカナが多すぎる

特集記事の希望内容



### 世間で一番話題になっている社会問題 69件

具体的な内容…少子高齢化・狭山に関する時事問題・道路渋滞・いじめ問題・災害時の援助・身近な市内ニュース・ごみ問題・就職問題・食中毒・環境共生住宅・老人性の病気・景気と消費税・電磁波問題・税金・交通事故・飛行機の騒音・夫婦別姓・子どもの権利条約・リサイクル問題・道路とバス路線計画・市民マナー・青少年の犯罪・動物愛護・教育問題・放置自転車など

### その他の意見の主なもの

- 姉妹都市だけでなく県内外の実績を知りたい
- 市民団体やグループ活動の紹介
- 地区別問題点の特集を
- 育児ストレス解消法を市民参加企画で
- 福祉関係情報
- 入間基地問題など

今後とも、お気付きの点やご意見などがありましたら、遠慮なくお便りをお寄せください。●問い合わせ/秘書広報課広聴係 (内線385・386)

## 公共施設見学会に参加してみませんか

公共施設見学会の申込方法が変更になりました。変更内容は、申込期間を定めた点と希望者多数の場合は抽選としたことです。

- 実施回数…年8回
- 対象…自治会やグループなどの各種団体 (参加人数は30名程度)
- 時間…9:00~16:00
- 見学施設…市内の各公共施設
- 申込方法…平成9年4月1日~4月22日に、

市役所7階秘書広報係(電話も可)へ  
 ※受付時点で団体名、代表者氏名および連絡先、実施希望日をお知らせください。なお、申し込みが8団体を越えた場合は抽選とさせていただきます (抽選日は平成9年4月23日を予定)

- その他…実施日や見学施設などの詳細内容については、実施団体決定後に打ち合わせの予定
- ※団体を対象とした見学会のほかに、個人対象見学会も予定(随時広報さやまでお知らせの予定)してありますのでご利用ください

問い合わせ/秘書広報課広聴係へ 内線386

## 市長と気軽な雰囲気でお話してみませんか

### 市民の皆さんのご意見をお聴きします

狭山市が進めるまちづくりは「市民とともに歩む市政」の充実が挙げられます。この目標を進めるうえで、市民の皆さんが今、何を望んでいるのかを知ることが大切です。

「ふれあいトーク」は、直接市長が要望のあった皆さんのところへ出向き、ひざを交えて意見交換するものです。この機会に、ぜひご利用してみたいはいかがでしょうか。

- 実施日…市長のスケジュールと調整のうえ、日程と時間を後日申請者に連絡
- 対象…市民のかた(参加人数は10名以上30名以内)
- 実施場所…申請者の指定した場所
- 申込方法…市役所7階秘書広報課広聴係に用意してある所定の申込用紙に記入のうえ申し込みください。(電話は不可)

問い合わせ/秘書広報課広聴係 内線386

## 転入・転出・転居届・世帯変更届(市民課のみで取扱い)

異動に関する届け出は、みなさんの住所や転入、転出、転居、そして家族構成などを記録・証明し、選挙人名簿への登録、就学、国民健康保険、国民年金などの様々な行政サービスの基礎となるものです。変更があるときは、必ず所定の期間内に届け出てください。

種類	どんなとき	いつまでに	届出人	届出に必要なもの
転入届	新しく狭山市民になったとき	狭山市に住み始めた日から14日以内	本人 または 世帯主	①前住所地の市区町村が発行した転出証明書 ②届出人の印鑑 ③国民健康保険証(すでに加入している世帯でその世帯に一部転入したとき) ④国民年金手帳(加入者のみ)
転出届	狭山市民でなくなるとき	あらかじめ届出することができます		①届出人の印鑑 ②国民健康保険証(加入者のみ)
転居届	市内で住所が変わったとき	市内で住所が変わった日から14日以内		①届出人の印鑑 ②国民健康保険証(加入者のみ) ③国民年金手帳(加入者のみ)
世帯変更届	世帯主が変わったり世帯が合併・分離したとき	変更があった日から14日以内		①届出人の印鑑 ②国民健康保険証(加入者のみ) ※世帯合併のときは双方の保険証

※転出届については転出証明書を発行しますので、これを新住所の市区町村に提出してください。

## 証明書類の手数料一覧表

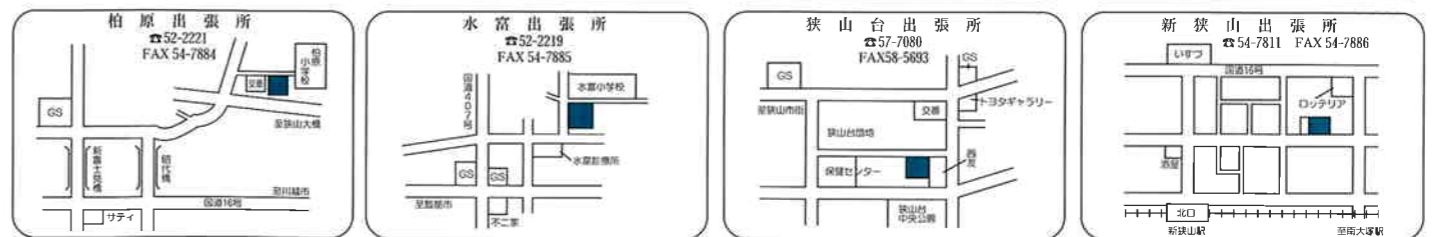
主な証明書類の手数料は下記のとおりです。

種類	手数料	交付場所	種類	手数料	交付場所
戸籍謄・抄本	450円	市民課および出張所	住民票の写し	100円	市民課および出張所
除籍謄・抄本	750円		住民票の記載事項証明	100円	
原戸籍謄・抄本	750円	印鑑登録証明書	100円		
戸籍記載事項証明	350円	市民課	年金の現況届の証明	無料	
戸籍の受理証明	350円	市民課および出張所	転出証明書	無料	
戸籍の附票の写し	100円		仮ナンバー	650円	
身分証明書	100円		外国人登録に関する証明	100円	

※戸籍(除籍、原戸籍を含む)謄本・抄本、戸籍の附票の写し、身分証明書は本籍地の市区町村でないと交付が受けられません。戸籍記載事項証明は記載事項1件につき350円です

### 出張所のご案内

出張所は市内7か所に設置されています。下記の業務を取り扱っておりますので、お近くのかたはご利用ください。



- ①各種証明書の交付(戸籍謄・抄本、戸籍の附票、身分証明書、住民票の写し、記載事項証明書、印鑑登録証明書、年金現況証明)
  - ②妊娠届の受付および母子健康手帳の交付
  - ③市民交通傷害保険の加入申込みの受付、保険料の受領および被保険者カードの交付
- 問い合わせ市民課☎53-1111内線138